

聖籠町告示第五十二号

聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱を次のように定める。

平成二十三年六月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱

聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱（昭和五十四年聖籠町訓令第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この告示は、地域住民の地域社会活動を促進するため、集会用施設（以下「施設」という。）を建築（当該施設を建築するために土地を取得する場合を含む。）又は改修する集落に経費の一部を補助することについて、聖籠町補助金等交付規則（昭和五十四年聖籠町規則第四号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 新築 新しく施設を建築すること。
- 二 改築 施設の全部または一部を除去し、引き続き従前と同じ構造及び規模等著しく異にしないで建て替えること。
- 三 増築 施設の床面積を増加させること。
- 四 改修 施設（施設が存する土地又はこれに附属する工作物を含む。）の損傷部分等に工作を加え、その性能及び機能を実用上支障のない状態までに回復させること又は初期の水準以上に改善すること。

(交付対象者)

第三条 交付対象者は、第四条に定める交付対象となる事業を実施しうる能力を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められる集落の区長とする。

一 集落内において当該地域住民が一般的に利用できる施設が現存しないこと。

二 集落内において施設は現存するが、著しく狭隘又は老朽化等しているため、施設の機能を十分に発揮できない結果、当該集落住民の地域社会活動に支障をきたしていること。

(交付対象及び交付額)

第四条 補助金の交付対象となる事業は、予算の範囲内で別表に定める区分ごとに算出した額を限度とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定により算出した補助金のほか、一世帯当たり経費負担額が十万円以上となる場合は、十万円を超える部分について一件につき二百万円を限度として特別加算補助することができる。

3 新築等により施設用地の確保が必要となった場合は、必要性等総合的に判断して町長が認めた場合、施設の建築延べ面積の五倍を限度として町長が購入し、集落の区長に対し無償で貸し付けるものとする。この場合において、当該用地が施設の建築にあたり造成を必要とするときは、町長が行う。

4 前三項の規定にかかわらず、同一の交付対象事業に対し、この告示によらない国、県、町、その他の団体からの補助金等の交付がある場合であつて、当該補助金等の額とこの告示による補助金の額の総額が総工事費を上回る場合は、当該上回る額のこの告示による補助金を減額

する。

（事業の事前協議）

第五条 前条に定める交付対象事業を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急を要する場合等を除き、原則として事業実施予定の前年度十月末までに聖籠町集会用施設建設経費補助金事業事前協議書（別記様式第一号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類を審査し、総合的に判断して認められた場合、必要な予算措置をするものとする。

3 町長は、事業実施予定年度において申請者に対して速やかに審査の結果を内示しなければならない。

（交付申請）

第六条 補助金交付申請にあつては、規則第三条の規定によるほか、次の各号に掲げるものを必要書類として添付するものとする。

一 見積書（設計書）の写し

二 カタログ

三 図面

四 現況写真

五 その他参考となる資料

（交付の条件）

第七条 この補助金は規則第五条の規定によるほか、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

一 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに町長に報告してその指示を受けること。

二 補助事業を行うため締結する契約は、競争原理を導入するなど適正な方法で行うこと。

三 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿

を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業終了年度の翌年度から起算し三年間保管すること。

（変更の承認申請）

第八条 補助金の交付決定を受けた後において、規則第五条第一号又は第二号の規定により町長の承認を受けようとする場合には、事業計画変更承認申請書（別記様式第二号）を町長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業費の減額又は軽微な事業内容の変更の場合で、町長が特に認めたときはこれを省略することができる。

2 町長は、前項の申請を承認し、補助金額を変更したときは、集会用施設建設経費補助事業変更交付決定通知書（別記様式第三号）により通知しなければならない。

（実績報告）

第九条 規則第九条第二項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 契約関係書類の写し（契約額三十万円未満は省略可）
- 二 検査調書（別記様式第四号）
- 三 工事写真（着手前・竣工後・工事中）
- 四 領収証の写し（未支払の場合は請求書の写し）
- 五 その他参考となる資料

（その他）

第十条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

別記様式第1号(第5条関係)

聖籠町長 様

年 月 日

集落名

区長名

住所

印

聖籠町集会用施設建設経費補助金事業事前協議書

年度において集会用施設建設経費の補助金の交付をうけたいので、聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり事前協議いたします。

記

1 事業の名称		
2 事業の目的及び内容	目的	
	内容	
3 添付書類	(1) 見積書(設計書)の写し (2) 図面 (3) カタログ (4) 現況写真 (5) その他事業内容の確認できる資料	

別表(第4条関係)

区分別補助基準及び補助金額等一覧

区 分	基 準	補助金の限度額	
1 建築物の新築・改築・増築	(1) 15年以上の長期の使用に耐え得るものであること。	基準額(α×P×総世帯数)の1/2	
	(2) 新築又は全面改築の場合は、以下の条件を満たすこと。 イ 施設には、集会用広間のほか、便所並びに給水施設が具備されていること。 ロ 施設の延建築面積が66㎡以上であること。	ただし、総工事費(用地取得費を含まない。)がこの基準額に満たない場合は、総工事費の1/2	
	(3) 設備は、冷暖房設備、給湯設備、電気設備等で設備工事を伴うものであること。	ただし、バリアフリー化のためのスロープ、手すり等の外構工事にかかる工事費は3/4	
		α:1世帯あたり床面積(㎡)	
		集落世帯数	α
		26以上	5.0
		21~25	5.5
		16~20	6.0
		11~15	6.3
		10以下	6.6
		P:町の1㎡当り標準建築価格 144,000円	
2 建築物・工作物・土地の改修	原則として主たる建物の新築から15年以上経過していること。ただし、天災等の特別な事情がある場合はその限りではない。	総工事費の3/4	
3 設備の新設・取替	冷暖房設備、給湯設備、電気設備等で設備工事を伴うものであること。	主たる建物の新築から9年以内	総工事費の1/2
		主たる建物の新築から10年以上	総工事費の3/4
4 設計監理の委託	建築工事費の5%以内	設計監理委託料の1/2	
補助対象とならない経費例			
<ul style="list-style-type: none"> ・備品(テレビ、扇風機、ストーブ、冷蔵庫、家具、机等) ・消耗品(事務用品、座布団等) ・障子の張り替え ・その他、工事を要しないで設置することが可能なもの 			

別記様式第3号（第8条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町集会用施設建設経費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更承認申請のあったこの件について、聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付決定の内容を変更したので通知します。

記

項目	変更後	変更前
1 事業の名称		
2 補助金等交付決定額	円	円
3 その他（特記事項）		

別記様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

集落名
区長名 ㊟
住所

聖籠町集会用施設建設経費補助事業変更承認申請書

年 月 日付聖籠町指令第 号で決定を受けた集会用施設建設事業を次のとおり変更したいので聖籠町建設経費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業名			
2 変更の理由及び概要			
3 変更内容	項目	変更後	変更前
	事業名称		
	種目及び内容		
	上記の事業費	円	円
	着手予定年月日		
	完了予定年月日		
4 変更後の総事業費	円		
5 添付資料	(1) 事業計画書及び収支予算書 (2) 変更後の見積書（設計書）の写し (3) 変更後の図面 (4) カタログ (5) 変更箇所の写真 (6) その他変更内容の確認できる資料		

(注) 添付資料(1)において、変更に係る部分について、上段に変更前金額を()書きで、下段に変更後金額を記載するなど、その内容が対比できるように作成する。

別記様式第4号 (第9条関係)

聖籠町集会用施設建設経費補助事業
検 査 調 書

区長押印欄	役員押印欄

事業名				
工事等名				
受託者名		請負金額	円	
工期	年 月 日	完了年月日	年 月 日	
	年 月 日	検査年月日	年 月 日	
監督員 (集落側)		検査立会者	集落側	
			受託者側	
検査結果	合格 不合格 その他 ()			
検査の結果、上記のとおり確認しました。				
年 月 日				
検査員(集落) 氏名 ④				